

こま 悩 なや しん ばい
困っていること、悩んでいること、心配なこと

あなたが住んでいる市町村の
「障害者虐待防止センター」にご相談ください!

※あなたの秘密は守られます。安心して相談してください。
※障害のある人の生命や、安全などに危険が迫っており、緊急対応が必要と
判断した時は、障害のある人を保護することがあります。



しちょうそん そろ だん つうほう とどけで まどぐち
●市町村の相談・通報・届出窓口

しちょうそん しょうがいしゃぎゃくたいぼうし
市町村障害者虐待防止センター

よこはまししょうがいしゃぎゃくたいぼうし つうほう とどけでまどぐち
横浜市障害者虐待防止センター（通報・届出窓口）

でんわばんごう
電話番号 045-662-0355 (24時間受付)

ちょうかくしょうがい かた
聴覚障害のある方は

ばんごう
FAX番号 045-671-3566

しょうがいしゃ せいめい きけん しょう じょうきょう さい けいさつ きゅうきゅう れんらく しょうがいしゃ あんぜん かくほ
障害者の生命に危険が生じる状況の際は、まず警察や救急に連絡し、障害者の安全を確保してください。

けん そろ だん つうほう とどけでまどぐち
●県の相談・通報・届出窓口

かながわけんしょうがいしゃけんりょうご
神奈川県障害者権利擁護センター

とくていひえいりかつどうほうじん かながわけんしょうがいしゃじりつせいかつしえん
(特定非営利活動法人 神奈川県障害者自立生活支援センター)

あつぎしあいにう
厚木市愛甲953-2

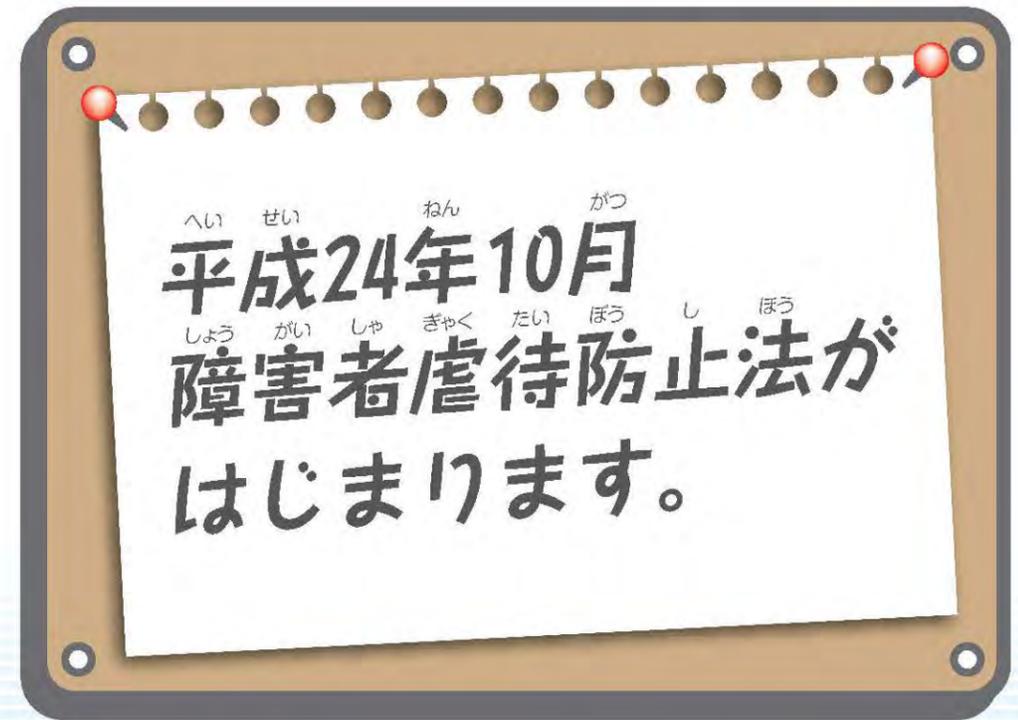
でんわ
電話：046-265-0604 ファクス：046-265-0664 E-mail：kp.kenriyo-go@kilc.org

しょうがいしゃぎゃくたいぼうし しょう ぎゃくたい き ひと つうほう ぎ めい さだ きょうりよく ねが
障害者虐待防止法では、虐待に気づいた人の通報義務も定めています。ご協力をお願いします。

ち いき あん しん じ ぶん く
地域で、安心して、自分らしく暮らすために

あなた自身を大切に

ゆう き だ
勇気を出して
相談してください。



わたし だれ じ ぶん おも ねが だい じ じ ぶん せいかつ じ ぶん き
私たちは誰でも、自分の思いや願いが大事にされること、自分の生活を自分で決めることは、
あたり前にもっている権利です。

しかし、障害があることによって、そのあたり前の権利がおびやかされることがあります。
障害者虐待防止法（正式名称：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する
法律」）は障害者の尊厳をおびやかす虐待を防ぐための法律です。

こま 悩 なや しん ばい ひとり なや そろ だん
困っていること、悩んでいること、心配なことがあったら、一人で悩まないで、相談してください!

障害者の尊厳を脅かす 「虐待」は絶対に許されません。

誰かがあなたの気持ちを無視してあなたが嫌がることをしたり、あなたの身体や持ち物に勝手にさわったり、無理やり言うことをきかせようとして暴力をふるったりすることがあつたら、勇気を出して、相談してください。

誰であつても、あなたの心や身体を傷つける行為を行うことは許されません。「叩かれたり怒鳴られたりするの、自分が悪いから」と考えたり、我慢したり、あきらめてしまつたりしないで相談してください。



●もし、こんな行為をされたら、勇気を出して相談してください!

区分	例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 殴られたり、蹴られたり、つねられたりなどの暴力をふるわれる 無理やり食べ物や飲み物を口に入れられる 柱や椅子やベッドに縛り付けられたり、部屋に閉じ込められたりする
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 性的行為を強要される 裸にされたり、キスをされたり、身体に触られたりする わいせつな言葉を言われたり、映像を見せられたりする
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 「バカ」「あほ」などと怒鳴られたり、悪口を言われたりする 仲間外れにされる、子ども扱いをされる 話しかけているのにいつも無視される
放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> 食事や水分の量が少なかつたり、食べさせてもらえない あまり入浴させてもらえない 汚れた服を着替えさせてもらえない 室内の掃除をしてくれず、ごみを放置したままにされている 病気やけがをしても病院に連れて行ってもらえない 学校に行かせてくれない、必要な福祉サービスを受けさせてくれない
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な金銭を渡してくれない、年金や賃金を渡してくれない



※「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(厚生労働省 H24.3) より引用 (一部変更)。

ここに書かれている例以外でも、あなたが困っていたり、悩んでいたるときは相談してください!

あなたへのメッセージ

人はみんな“大切”な存在

私たちは誰もが「自分のことを大切にされたい、尊重されたい」と願っています。これは高齢者も子どもも障害のある人もない人もみんな同じです。

私たちには「自分のことを大切にされる、尊重される」権利があります。この権利はみんながお互いに守り合うものです。権利が守られるためには、自分自身に関するについて、「自分自身の気持ちが大切にされること」、「自分自身で選び、決めること」の2つがとても大事になります。

「自分で選んで、決める」こと

「どこに住むか」「誰と暮らすか」「誰と結婚するか」など、自分の生き方、暮らし方に関するについて、「自分自身で選び、決める」ことは誰にとっても当たり前のことです。

障害によって、自分の気持ちを言葉で表現することが苦手だったり、何かを決めるのにとても時間がかかってしまつたりすることがあつても、あなたに関するについて、あなた自身の気持ちが大切にされなければなりません。

もし、周囲の人があなたの気持ちを無視したり、あなたの意見を聞かないで、あなたに関することを勝手に決めようとしたら、「私のことは、私に聞いてほしい」、「私のことは、私自身で決めたい」と言ひましょう。わからないことがあれば、「わかるように説明してほしい」と声に出しましょう。

もちろん、何もかもを自分一人で決めなければいけないわけではありません。誰でも大事なことを決める時には家族や友人や周囲の色々な人に相談します。あなたも周囲の人に「私のことを私と一緒に考えてほしい」と伝えていいのです。

あなた自身を大切に

私たちはみんなそれぞれに、好きなこと・嫌なこと、得意なこと・苦手なことをもっています。それは誰かと似ている部分もあつたり、人とは違う部分もあつたりしますが、自分自身のこれまでの人生の中で、自分にしかできない様々な体験や経験を通して、色々なことを感じてきた結果、いまの“自分”がいます。

あなたの人生の主人公は“あなた”です。自分自身を大切にしましょう。

